

事業年度：：法人名

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合					基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合						
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)					完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)						
関 連 法 人 株 式 の 計 算	受取配当等の額 (34の計)				14	受取配当等の額 (34の計)					
	当期に支払う負債利子等の額				15	当期に支払う負債利子等の額					
	連結法人に支払う負債利子等の額				16	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「24」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「29」と別表十七(三(二)「17」のうち多い金額)					
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「24」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「29」と別表十七(三(二)「17」のうち多い金額)				17	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)					
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)				18	計 (16) - (17) + (18)					
	(3) - (4) - (5) + (6)				19	平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額					
	総資産価額 (29の計)				20	同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額					
	期末関連法人株式等の帳簿価額 (30の計)				21	負債利子控除割合 (21) / (20) (小数点以下3位未満切捨て)					
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7) × (9) / (8)				22	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)					
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)				23	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)					
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)					その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)						
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)					非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)						
受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (10)) + (11) × 50% + (12) × (20%又は40%)					受取配当等の益金不算入額 (14) + ((15) - (23)) + (24) × 50% + (25) × (20%又は40%)						
当年度実績による場合の総資産価額等の計算											
区分		総資産の帳簿価額		連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等		総資産価額 (27) - (28)		期末関連法人株式等の帳簿価額			
		27		28		29		30			
前期末現在額		円		円		円		円			
当期末現在額											
計											
受取配当等の額の明細											
完全子法人株式等		本店の所在地		受取配当等の額の計算期間		受取配当等の額					
						31					
						円					
						計					
関連法人株式等		本店の所在地		受取配当等の額の計算期間		受取配当等の額		左のうち益金の額に算入される金額		益金不算入の対象となる金額 (32) - (33)	
						32		33		34	
						円		円		円	
						計					
その他株式等		本店の所在地		受取配当等の額		左のうち益金の額に算入される金額		益金不算入の対象となる金額 (35) - (36)			
				35		36		37			
				円		円		円			
				計							
非支配目的株式等		本店の所在地		基準日		保有割合		受取配当等の額		左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (41) - (42)
		38		39		40		41		42	43
				.		.		円		円	円
				.		.					
				計							

【御注意】 2 「28」欄には、「28」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記録に係る積立金の額を含めます。と記載し、「39」及び「40」の各欄に記載する必要があります。

租税特別措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「38」欄には「特定株式投信」と記載し、「39」及び「40」の各欄に記載する必要があります。